

各都道府県 建築行政主務課長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課

建築基準法第 48 条の規定のただし書に基づく許可に関する円滑な運用について

「令和 2 年の地方分権改革に関する提案募集」において、公園施設として設置される建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の規定のただし書に基づく許可（以下「特例許可」という。）の手続きを弾力的に行えるよう見直しを求める提案があったことを踏まえ、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）において、特例許可に係る手続きについて、別紙 1 のとおり定められたところである（詳細は別紙 2 参照）。このため、下記を参考に、当該手続きの円滑な運用を図られたい。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 特例許可に係る手続きの円滑な運用

特例許可に係る手続きについては、特定行政庁や周辺住民等が建築物による周辺の住居の環境に及ぼす影響等を判断することが可能な建築計画を用いて、建築基準法第 48 条第 15 項に基づく利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得を行うことが可能である。

これを踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく民間資金等活用事業（以下「PFI 事業」という。）や都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づく公募設置管理制度等の活用にあたり、公募対象施設の用途が特例許可を要する用途である場合、PFI 事業等における民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁における許可の判断が可能な計画であるときは、事前相談や許可申請に適切に対応するなど、円滑な特例許可の運用に努めること。

2 関係部局との連携

PFI 事業等の推進のため各地方公共団体の PFI 事業担当部局や都市公園所管部局等の関係部局から特例許可に関する相談があった場合は、円滑かつ適切な運用を図るため、特例許可の判断をするために必要な事項等を共有すること。

なお、本事務連絡の発出と併せて、内閣府民間資金等活用事業推進室から各都道府県 PFI 担当官等あてに別紙 3 のとおり通知されているので、円滑に連携を図られたい。

以上